

○全国中学校体育大会への複数校合同チームの参加規程の緩和

文部科学省・スポーツ庁及び日本中学校体育連盟への要望・提案

- 全国中学校体育大会への複数校合同チームの参加について、学校に部が設置されていない場合や現在参加が認められている競技種目以外においても合同チームを編成して出場できるなど、参加規程の緩和に向けた見直しを行うこと。

現状・課題等

- 「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」の趣旨は、少人数の運動部による単独チーム編成ができないことの救済措置である。したがって、同規程上、複数校合同チームを編成するためには、編成しようとする学校それぞれに部が設置してあることが求められる。このため、少子化の影響等により部を設置できない学校の生徒は大会に参加することができない。加えて、参加が認められているのは個人種目のない7競技に限られている。
- そこで、県中体連では、生徒や保護者の要望等から、部が設置されていなくても、複数校合同チームを両校の学校長の承認のもと編成し、県中体連理事会等で審議、承認された場合に出場することができる措置を独自に行っている。また、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」では認められていない剣道等の個人競技で団体戦のある競技についても、合同チームでの参加を認めている。しかし、この措置も県内のみであり、県内で好成績を収めたとしても、その先の地区大会、全国大会には参加することはできない。
- 今後も少子化の影響は続き、教員数も減っていく中で、各学校においては部の設置を精選していくかなくてはならないため、複数校合同チーム編成も難しくなる。中体連の大会は、生徒や保護者にとっては、中学校の大会では最高の位置づけとして認知されており、参加に関する要望も多いことから、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」を見直し、大会への参加機会を確保することが必要である。